

高齢者の補聴器購入費用を助成します

助成金額上限 20,000 円

購入費用が20,000円に満たない場合は、購入額を補助します。

対象者：①～⑤のすべてに該当する方

- ① 申請時に小川町に住所を有する満65歳以上の方
- ② 聴覚障害による身体障害者手帳の対象とならない方
- ③ 両耳の聴力が40dB以上の方
- ④ 補聴器購入日前に耳鼻咽喉科の診断書結果(意見書)を得た方
- ⑤ 申請時に町税等を滞納がない方

※ 注意事項

対象期間：令和8年7月1日～令和9年3月31日

- ・ 補聴器の購入を検討される方は、必ず事前にご相談ください。
- ・ 対象期間以前に購入した補聴器は助成対象外です。
- ・ 医師の意見書を取得後に補聴器を購入してください。
- ・ 補聴器を購入するための診察料、検査料、証明書料等は自己負担になります。
- ・ 修理は対象になりません。

※裏面で手続き方法を確認できます

お問合せ・窓口

小川町大字腰越618

小川町長生き支援課(パトリアおがわ内)

電話 0493-74-2323

FAX 0493-74-2343

ogawa119@town.saitama-ogawa.lg.jp

～手続きの流れ～

① 長生き支援課(パトリアおがわ)に相談

補聴器購入に係る説明を聞き、申請書を受け取る。



② 申請書を持って耳鼻咽喉科を受診

両耳の聴力が 40dB 以上で身体障害者手帳の交付対象でない場合、
申請書の【医師の意見書】に記載をしてもらう。



※意見書代は自己負担です

③ 補聴器を購入

医療機器認定を取得した補聴器を購入する。



※医師の意見書の日付が
補聴器購入日より前になっていること

④ 長生き支援課(パトリアおがわ)に申請書と領収書(原本)を提出

補聴器を購入した日の年度内に、申請書と領収書(原本)を提出。

助成の対象か確認後、交付(不交付)決定通知書と領収書の原本を自宅に郵送。

助成対象の場合は、指定の口座に振り込みます。

※領収書は、対象者氏名、購入年月日、購入品、型番、金額、発行者、発行者印が入っているもの